

埼玉県周産期医療体制整備事業実施要綱

平成11年10月8日決裁

1 目的

この事業は、診療体制の整備された分娩環境やハイリスク新生児に対する最善の対応など充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を図るものである。

2 基本方針

- (1) 総合周産期母子医療センターを始め、各地域で周産期母子医療センターを中核とした重層的な診療体制を整備する。
- (2) 夜間・休日を含む24時間体制で対応可能な体制とする。
- (3) 搬送手段については、消防機関の協力を得る。

3 実施体制

(1) 医療体制

- ① 周産期救急患者の受入れが可能な医療施設（以下「受入施設」という。）は、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び新生児センターとする。
- ② 受入施設の要件及び指定等の手続は別に定める。
- ③ 受入施設を相互にネットワーク化した周産期医療情報システムを整備し、円滑な受入体制を確保する。

(2) 搬送体制

- ① 周産期救急患者の発生した医療施設（以下「依頼施設」という。）から受入施設への搬送については、消防機関の応援、協力を得る。
- ② 搬送にあたっては、原則として医師または看護婦が同乗するものとする。
- ③ 新生児搬送の際は、依頼施設が確保する搬送用保育器（パルスオキシメーター等の附属備品を含む、以下同じ）を使用する。
- ④ 消防機関の応援、協力を得て搬送する場合の手段は、原則として次のとおりとする。
 - (ア) 依頼施設は、電話で受入施設に受入れの確認をとる。
 - (イ) 依頼施設は、収容可能な受入施設が決定されたら電話で消防救急隊に搬送を依頼する。

- (り) 依頼施設で適当な搬送用保育器を確保できない場合は、あらかじめ整備している搬送用保育器保管施設の保育器を利用できる。その場合、消防救急隊に保育器の確保を依頼することができる。
- (e) 消防救急隊は、依頼施設に対象患者を迎えに行く。
- (o) 消防救急隊は、対象患者を搬送用保育器を用いて受入施設に搬送する。
- (h) 受入施設は患者を収容する。
- ⑤ 対象患者が重症でこの搬送方法により難しい場合の搬送方法は、関係機関の協力を得て柔軟に対応する。
- ⑥ 医療機関のドクターカーの利用が可能な場合は、その利用を優先する。

4 埼玉県地域保健医療計画推進協議会周産期医療部会等

本事業の円滑かつ効果的な運営を図るため、県は埼玉県地域保健医療計画推進協議会周産期医療部会等を設置し、実施上の問題点等を検討していくものとする。

5 事業の実施主体

事業の実施主体は県とする。

6 県の委託

県は受託者に対して、予算の範囲内で当該事業の実施を委託する。

附 則

- (1) 本事業の実施に必要な事項は、保健医療部長が別に定める。
- (2) 埼玉県新生児救急医療対策事業実施要綱は廃止する。
- (3) この要綱は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。